

第4回社会保障審議会年金部会 議事録

平成14年5月17日

第4回 社会保障審議会 年金部会 議事録

日 時：平成14年5月17日（金） 10：00～12：30

場 所：東条インペリアルパレス（曙の間）

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大澤委員、大山委員
岡本委員、翁委員、近藤委員、杉山委員、堀 委員、向山委員、矢野委員
山口委員、山崎委員、渡辺委員

○ 福井総務課長

それでは、ただいまより、第4回社会保障審議会年金部会を開催をいたしたいと思えます。議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

座席図、議事次第のほか、次のとおりでございます。

資料1と2が、今日の第一番目の議題に関するものでございます。資料1「新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について」、資料2「社会保障の給付と負担の見通し－平成12年10月推計改訂版－」。

資料3から資料9まででございますけれども、第二番目の議題に関するものでございまして、各々の各委員からご提出をいただいたペーパー、資料9は、前回、井手委員からお求めのありました社会保険料と国税の事務費等の比較ということでございます。資料3「「公的年金制度の役割と財政方式等」についての意見（大山委員、山口委員、向山委員提出資料）」、資料4「公的年金制度のあり方について（矢野委員提出資料）」、資料5「公的年金制度のあり方と基礎年金の財源について（岡本委員提出資料）」、資料6「基礎年金の社会扶助方式化の提案について（堀委員提出資料）」、資料7「基礎年金の財源論について（山崎委員提出資料）」、資料8「公的年金制度に関する私見（若杉委員提出資料）」であります。

これらのほか、前回、提出をさせていただいております資料と同じものでございますが、参考資料1と2をお配りをいたしております。

委員の出欠の状況ですが、本日は、若杉委員につきましては、ご都合によりご欠席ということで伺っております。また、翁委員、山崎委員につきましては、遅れてお見えになるとの連絡をいただいております。それから、今の時点で井手委員と山口委員がお見えになっておられませんが、追ってお見えになると思います。ご出席をいただきました委員の皆様方が3分の1を超えておりますので、会議は成立をいたしておりますことをご報告申し

上げたいと思います。

それでは、以後の進行につきまして、宮島部会長からよろしく願いたします。

○ 宮島部会長

本日は大変お忙しいところありがとうございました。前回、私的な急な事情がございまして、欠席させていただいて大変失礼いたしました。前回の議事につきましては、神代部会長代理から、その後きちんと話を伺っておりますので、余り齟齬のない議事運営ができるものと考えております。

既に資料のご説明がございましたように、本日は、前からお約束しておりました1月に公表された新人口推計の年金財政及び社会保障へのマクロ的な影響の試算につきまして、事務局から報告を受けて、まずそれをご議論をいただきたいと思っております。その後は、もちろんいろいろご議論がございましたけれども、今回はほとんど事務局の資料説明となっておりましたので、前回に引き続きまして、「年金制度の役割と財政方式等について」を引き続き議題といたします。先ほど申しましたように、神代部会長代理から十分前回の議事の模様は伺っておりますので、その議論をさらに深めていきたいと考えております。

その際、今回この部会の委員としてお願いしている方々は、それぞれ有識者としてお願いをしているわけでございまして、委員相互の間で議論を深める、その中で年金制度の改正に向けての論点を浮かび上がらせるということが一番大きな役割でございまして。その意味では、私自身も無論そうでございますけれども、委員の方々ご自身も、事務局に対して資料の提供などを求めるということだけではなくて、ご自分でいろいろ資料の勉強も含めていただき、ここでそれぞれ有識者としてご発言をいただくということでございます。これからも重要な論点につきましては、口頭報告のみならず、文書での意見の提出をお願いをすることもあり得ると思っておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

既に、先ほどご紹介がありましたように、前回の会議の際にご意見を申し述べられました委員の方々にはペーパーの提出をお願いしております。必ずしも質疑の中で取り上げなかった部分もございまして、発言を求めながら時間切れになった点もございまして、今日はできるだけ十分時間をさきたいと考えております。

それから、時間的に申しますと、今日は12時半には議事を全体として終わらせるつもりでございますので、時間の配分につきましても、事務局含めご協力をいただきたいと思っております。

それでは、第一の議題であります「新人口推計対応試算について」、これから議論をしたいと思っておりますので、資料に基づきまして、まず事務局から要点の説明をお願いしたいと

思います。

○ 坂本数理課長

数理課長でございます。資料1、資料2につきましてご説明させていただきます。

まず資料1でございますが、これは今年の1月に公表されました新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響を調べたもののご報告でございます。この資料1の1ページですが、その「1」でございますように、本年1月に新人口推計が国立社会保障・人口問題研究所から公表されたところですが、そこでは出生率の低下と平均寿命の伸びが、さらに変化しておりまして、年金制度の基礎となる人口の将来見通しに大きな変化があることが示されたところでございます。このために、この試算の位置付けと言いますのは、次期制度改正の検討を進めるに当たりまして、新人口推計の年金財政への影響を明らかにすることを目的といたしまして、平成11年の財政再計算を基に、平成12年度末の被保険者数等の実績値を初期データとして、将来推計人口を前回人口推計ベースから新人口推計ベースに機械的に置き換えた試算を行ったものでございます。

こういう位置付けでございますので、試算の前提といたしましては次のようにまとめることができようかと思えます。まず将来推計人口ですが、平成14年の将来推計人口には二つの特徴がございます。まず出生率ですが、このグラフに示されておりますように、高位推計、中位推計、低位推計と推計されておるわけでございますが、高位推計は前回の平成9年の中位推計とほぼ同じような出生率の仮定となっております。それから、赤い線で示されたところが今回の中位推計でございます。青い線で示された、出生率が最終的に1.10に落ち込んでいくというものが、今回の低位推計となっており、かなり厳しい見通しとなっておりますわけでございます。

それから、寿命の方は、これは2050年における平均寿命がさらに伸びているということで、男子は、前回79.43歳だったものが80.95歳、約1.5歳寿命が改善しています。女性はもっと改善しておりまして、前回に比べ3歳弱長寿化して89.22歳になるという、非常に喜ばしい結果になっておるわけでございます。

これが今回前提となります将来推計人口でございますが、そのほかの主な前提といたしましては、基本的に平成11年の財政再計算の前提が基本となっております。まず経済的要素ですが、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%、運用利回り4%という前提でございます。ただし、足元の非常に低い値を勘案いたしまして、これらの賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りを、1.5%ポイントずつ平行移動した値を2007年までとする前提を採っております。これは資料2でご説明申し上げます社会保障給付費の将来推計の前提に合わせたもの

でございます。それから、一番下ですが、国庫負担につきましては、国庫負担割合を1 / 2 とする場合には、平成16年10月から引き上げるという前提を設けたところです。

1 ページおめくりいただきまして、2 ページに試算結果を掲載しております。まず3の(1)の試算結果ですが、この表の上段は国庫負担割合が1 / 3 の場合、下段は国庫負担割合を1 / 2 とした場合のそれぞれの結果を出しております。厚生年金につきまして、平成37年以降の総報酬ベースの最終保険料率がどのようになるか、今回の人口推計の財政影響を調べたわけでございますが、国庫負担割1 / 3 の場合、前回の財政再計算におきましては21.6%という最終保険料の見通しでございましたのが、今回の高位推計では22.8%、中位推計では24.8%、低位推計では27.5%、こういう見通しになったところでございます。したがって、平成11年の財政再計算ベースの保険料水準を100 といたしました場合には、高位推計は106 の水準、中位推計は115 の水準、低位推計は127 の水準という結果になってございます。

国民年金の方でございますが、平成17年度以降の最終保険料額は平成11年度価格で表示してございます。前回平成11年の財政再計算では2万5,200円と見込まれたものが高位推計では2万7,100円、中位推計では2万9,600円、低位推計では3万3,000円、こういう水準で見込まれるところでございます。これも前回の水準を100 といたしますと、高位推計は108、中位推計は117、低位推計は131 という結果になってございます。国庫負担割合が1 / 2 の場合の結果もここに記されたような結果となっております。

なお、現在の保険料率は、厚生年金は総報酬ベースで申し上げますと、13.58%ということで、これは来年の4月から実施されるところでございます。それから、国民年金は1万3,300円という月額でございます。

この結果をまとめますと、①にございますように、財政影響を最終保険料率で見た場合、平成11年財政再計算ベースと比較いたしまして、高位推計では0.5割程度、中位推計では1.5割程度、低位推計では2.5割から3割程度の増加となっておりますのでございます。

この主な要因ですが、高位推計では寿命の伸びの影響によるということでございます。高位推計は1ページでグラフで見ていただきましたように、出生率は前回の中位推計の出生率とほぼ同じでございます。したがって、この高位推計と11年度財政再計算の差は寿命の伸びの影響というものでございます。

中位推計では、寿命の伸びの影響が0.5割程度、少子化の影響が1割程度ということが言えようかと思えます。低位推計では、寿命の伸びの影響が0.5割程度、少子化の影響が2割から2割5分程度の影響となっておりますのでございます。

具体的な影響のあらわれ方ですが、当面は寿命の伸びに伴うものがジワジワと生じてまいりまして、少子化の影響は、概ね平成32年以降の長期の将来に向けて生じるというようなことが言えようかと思えます。

これらの結果を見るに当たりまして（2）に3つの留意点を記してございます。

まず一番目に、今回の新人口推計における少子高齢化を見ますと、これは欧米主要国と比較しても、著しい程度で一層進行すると予想されております。これは将来の日本の社会経済全体に大きな影響を及ぼしますので、従来にも増した、本格的な少子化対策を推進することが求められているところでございます。厚生労働大臣の下に、「少子化社会を考える懇談会」を発足させているところでございます。

第二番目の留意点ですが、今回の年金制度の改革におきまして、新人口推計をどう受けとめるかということにつきましては、今後の少子化対策の検討を見つつ、国民に開かれ形で、幅広い観点に立った十分な検討が必要であるということでございます。

最後の留意点ですが、雇用政策と相まって、高齢者や女性など支え手を増やす方策を検討することが重要であるということでございます。

それから、3ページでございますが、参考までに、主要先進国の65歳以上人口の割合について、1950年から2000年までの実績とそれ以降の将来見通しを掲げております。これを見ますと、日本の14年の将来人口推計の中位推計は、太い黒線で示されておりますように、65歳以上人口割合が急速にこれから伸びていき、最終的に、ほぼイタリアと同じような水準に達するという見通しでございます。他のドイツ、スウェーデン、イギリス、フランス、アメリカというところからは、著しく高齢化しているということが見てとれるところでございます。

それから、主要先進国の合計特殊出生率を表したのが下のグラフです。これは2000年までの実績をグラフにしたものです。この太線が我が国でございますが、この太線でわかりますように、急激に低下してまいりまして、現在では、ドイツとほぼ同じ水準、イタリア、日本が一番低い水準になっているところでございます。

次に4ページ、5ページでございます。今回の人口推計の財政影響を調べるために、最終保険料を算定したわけでございますが、この最終保険料に至るまでの保険料のスケジュールをどのように仮定したか、ということでございます。これは、平成11年の財政再計算時に計画されました保険料の引上げスケジュールをそのまま踏襲しており、厚生年金につきましては4ページに、国民年金につきましては5ページに記しております。今後の具体的な保険料の引上げのスケジュール、内容につきましては、この「1」の後段にございま

すように、次期年金制度の改正に向けた議論の中で、これから検討が進められていくものでして、今回の試算における保険料率の引上げ方自体が、今後の議論の対象となるところでございます。

二番目の四角の中に書かれております注意でございますが、先ほど申し上げましたように、平成15年4月から、厚生年金は主として月給のみを対象として保険料の賦課及び給付額の計算を行う標準報酬制から、月給とボーナスを区別することなく保険料の賦課及び給付額の計算を行う総報酬制に移行することが、前回の平成12年改正法によって規定されておるところでございます。具体的には標準報酬制における保険料17.35%は、平成15年4月時点で収入総額が変わらないように、総報酬制における保険料率13.58%に転換されまして、それ以降は総報酬に対して保険料が賦課されることとなりますので、標準報酬制における保険料率は制度として存在しないことに留意する必要があるかと考えるところでございます。したがって、これからの標記は、全て総報酬ベースで行うものでございます。この表では、参考までに標準報酬ベースで標記したらどうなるかということを含弧書きで掲げてございます。以上が資料1のご説明でございます。

続きまして、資料2でございますが、これは、年金に限らず社会保障全体の給付と負担がどのような見通しになるかということ、政策統括官室で推計いたしましたものでございます。前回の社会保障の給付と負担の見通しは、平成12年10月に作成されたものですが、これは平成12年に総理大臣の下で開催されました「社会保障構造のあり方について考える有識者会議」に提出されたところでございます。今回、将来推計人口の新しいバージョンが公表されたことを踏まえまして、必要な修正を行ったものでございます。

表紙をめくっていただきまして、3ページでございますが、この推計の前提が記されてございます。今回推計で前回推計から変えたところをここでまとめておりますが、経済前提につきましては、2007年度までにつきましては、先ほど人口推計の財政影響のところでも申し上げましたような前提を置いているところです。それから(4)の医療につきましては、今般の医療制度の改革の影響を考慮して、医療費を伸ばして推計したものになっております。

1ページに戻っていただきまして、社会保障に係る給付と負担の見通しが記されてございます。2025年度を見ていただきますと、社会保障給付費につきましては、176兆円の見通し。これはNI比(対国民所得)で見ますと、31 1/2%程度と推計されております。ちなみに平成12年10月の推計は207兆円でしたが、主に経済前提の変更によりまして、176兆円という名目額になっておりますが、対国民所得比は31 1/2のままとなっております。

ろでございます。

それから、社会保障に係る負担の方ですが、これは182兆円と推計されておりまして、国民所得比で32 1/2%、前回に比べまして1 1/2 %の上昇となっております。これの内訳は、4ページで見させていただきますとわかりますように、主に年金の保険料負担が増えているというところでございます。年金につきましては、今回の財政影響におきまして、2025年以降の最終保険料がいくらになるかということ算定いたしまして、その影響を見たわけですが、その率を用いまして負担をしておりますところから、2025年で年金の負担が増えており、それが全体的に影響しているというものでございます。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、ただいま二つの資料について、事務局から要点についてご説明がございましたが、これについて若干議論なりご質問があればうかがっておきたいと思っております。大澤委員どうぞ。

○ 大澤委員

資料1の2ページ目、最後の2行についての質問でございます。「雇用政策と相まって高齢者や女性など支え手を増やす方策を検討することが重要である」と書かれております。誠にごもっともと思うのですけれども、このたびの試算に当たって、高齢者と女性の将来労働力率、特に女性の将来労働力率及び人口の中の第三号被保険者比率というものを、どのように仮定なさったか。多分、前回と同じということなのだろうと思うのですけれども、前回の計算の詳しい前提を調べている暇がなかったので、その点を教えていただければと思います。

ここで特に労働力率だけでなく、人口の中の第3号被保険者比率ということ申しますのは、労働力率というのは、ある意味で年金制度にとって外生変数、与件のようなものですけれども、第3号被保険者比率は完全な内生変数といえますか、我々の審議の政策対象変数だと思いますので、これについて教えていただければと思います。ちなみに第3号被保険者比率というのは、女性と年金検討会の報告書の資料Ⅱ-14に示されるように、雇用者比率と第3号比率の年齢別グラフが囲む領域は、平成元年ではお供え餅型というのでしょうか、下の第3号比率のグラフは30代、40代と上に凸気味のはフラットで、上の雇用者比率は上に膨らんでいる、つまり中高年期の労働力率の高まりが上になっていますから、供え餅型なのですけれども、最近の平成11年では、第3号比率も下に凸気味のは凸レンズ型になってきたということが、見えております。明らかにこれは制度によって、二本のグラフが囲む領域の形が左右されているというのはわかるわけです。そこで、やや

立ち入ったことを申しましたけれども、その点についてうかがいたいということです。それから「総報酬制」という言葉の使い方が、いささか誤解を呼ぶのではないかと思います。つまり総報酬というと、総収入に比例して負担するように聞こえるわけですが、依然として月収の最高限のようなもの、それからボーナスについても最高限というのが設けられていると思うので、そのところは言葉の使い方ですけれども、是非、誤解を呼ばないようにしていただかなければというお願いです。以上です。

○ 宮島部会長

大澤委員から質問がありましたので、これについて。

○ 坂本数理課長

第一点目でございますけれども、平成11年の財政再計算におきましては、10年10月に公表されました労働力人口の見通しというものを基にいたしまして、将来の厚生年金の被保険者を推計しておるところでございますけれども、この10年10月の労働力率の見通しにおきましては、女性の労働力率の伸び、高齢者の労働力率の伸びがかなり見込まれているものでございます。今回、まだ新しい労働力率の見通しが公表されておられませんので、平成11年の財政再計算に用いました労働力率の見通しを、そのまま用いております。

そういうことで、11年の財政再計算と同程度の女性の社会進出と、高齢者の労働力参加というものが見込まれた結果になっていると考えるところでございます。

○ 榮畑年金課長

二つ目のご質問というかご要望でございますが、それは言葉をどう使わせていただくかということにつきましては、今後の年金改正の審議のご検討の状況などを踏まえつつ、十分、中でも考えさせていただきます。

○ 宮島部会長

大澤さんは納得しないだろうけど、もう少しやりますか、ご意見は。

○ 大澤委員

いや、まだこの先が長いですから。

○ 宮島部会長

わかりました。ありがとうございます。いずれにしても、今のようないくつか、これは機械的に人口推計で置き換えて約束ごとでつくっておりますけれども、人口推計を置き換えた場合は、それだけにとどまらない要素は、いろいろ出てくるということは当然でございますので、今後の審議の中で、その点は議論をしていきたいと思っております。ほかに、どうぞ、向山委員。

○ 向山委員

資料2の中で、基礎年金国庫負担1/3部分で見ていただければ良いのですが、前回の12年10月の推計の推計値が括弧の中に記載されておりますが、特に社会保障給付費の2025年の部分を見ますと、前回は207兆円、今回は176兆円という形になっておりまして、特に年金などのところを見ますと、15兆円下回っているという形になるのですが、実際、前提が人口推計も使っているわけですから、給付につきましても、高齢者の数によって変わってくるのではないかと思うのですが、前回の数字とNI値が変わらず、逆に負担の方は変わってくるというのはどういう状況なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 坂本数理課長

ただいまの向山委員の、高齢者が増えているはずだから、このNI比がもっと増えているのではないかと、というご質問でございます。確かに今回の将来推計人口におきましては、かなりの長寿化がさらに見込まれているということですが、これは2050年で一番高いといえますか、一番改善された死亡率に移行していくということですので、完全に、高い改善された死亡率が適用される年次と言いますと、2080年あたりになるのではないかと思います。そうしますと、2025年というのは、まだ改善のかなり手前の方になるわけですので、もちろん寿命の改善の影響は、ジワジワと最初から出てくるものでございますけれども、まだまだ2025年の段階では、改善の度合いが非常に低いということですので、向山委員がおっしゃいますような、それほど大きな改善は、ここではまだあらわれていないと言えるところではないかと思えます。

○ 向山委員

しかしながら負担の方はNI値がかなり上がっているわけですね。給付と負担が連動する形で、同じ前提条件でやっている中で、負担はNI値が高くなって、給付の方は変わらないというところの説明は、どう理解したら良いのでしょうか。

○ 坂本数理課長

負担のそのNI比が変わっておりますのは2025年からでございますが、2025年の保険料率というのは、2025年以降、将来にわたる全ての期間でございます。将来にわたる全ての期間を平準的に賄う保険料としては、どういう水準の保険料になるかということを経営しております。したがって、2025年の保険料率は、将来の改善を全て見込んだものになってございます。そのことから、NI比が変わっていると言えようかと思えます。

○ 矢野委員

二点申し上げたいと思います。一つ目は、新人口推計に基づくデータの試算については理解をいたしておりますが、その中で経済的要素、三要素あって、一律に1.5%ずつ減らして試算したということですから、経済的要素の影響は、この試算の中に入っていないというふうに理解するわけですね。2007年までこういう数字だということですが、現実には、もっと違う大変厳しい状態にあるということでありまして、そうした経済的要素が、負担や給付にどう反映するかという試算は必要なのではないかと思うのですね。変数としてどういう数字を置くかというのはなかなかの問題でありますけれども、いくつかのシミュレーションをしてみるというようなことは、この論議を進める上で大変貴重な資料になるのではないかと思いますので、その辺について検討すべきではないかということ意見を申し上げたいと思います。

もう一つは、資料1の(2)の一番下、留意点の③のところに、「高齢者や女性など支え手を増やす方策」ということが書かれておりまして、これは全く私も同感であります。もう少し長期的な視点で良いと思うのですけれども、外国人労働の問題についても、今後論議をしていく必要があるのではないかと考えております。外国人労働力、突き詰めていけば移民の問題にもつながっていくわけですが、これはこの年金の支え手という問題よりも、実はもっと大きい問題でありまして、日本の経済とか社会の将来、国のあり方というものを考える上での、一つの避けて通れない課題であると考えております。その結果として、年金の支え手も増えていくのだという位置付けではないかと考えておりますが、そういう意味で、外国人労働の問題を念頭に置きながら、議論していく必要があるのではないかと考えております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。最初の意見の経済的な要素につきましては、今回は人口要素でありましたが、追々、当然これからの議論の対象にしたいと思っております。それから、後の問題につきましては、事務局にも、その旨は、私の方の依頼というよりは、むしろ矢野委員から、積極的にそれについての意見なりをお出しいただきたいと考えております。

○ 渡辺委員

今の留意点に関する私の意見及び要望を申し上げたいと思います。おっしゃるとおり、機械的な将来人口推計によって、今週、新聞に書いてあるような24.8%というような、大変衝撃的な数字だけでは、かえって国民に非常に不安を与えるものだと思います。そういう点で言いますと、年金の推計に関しては、ただ単に、例えば今回で言いますと1.39といった中位推計だけを使うことなく、特に今ありましたような雇用政策、さらに言うならば、

少子化対策の中でも具体的なものが求められるのですが、例えば雇用政策につきましても、当然高齢者、女性の、なお、さらなる社会進出というか、雇用といったものも重要だと思うのですが、例えばこういった中で、ある程度の仮定の数字を置いて、高齢者雇用はここまで進む、あるいは女性の雇用、社会進出もここまで進んだ、という仮定を置いた場合に、年金の将来見通しはどうか。これはなかなか政府として、勝手に言うのは難しいのかもしれない。現実問題として、例えばスウェーデン、デンマーク、あるいはアメリカみたいな、67歳までの定年、雇用の確保といったような例もありますし、例えば労働力率、労働者人口がこうなった場合にはこうなるというのがないと、留意しながら国民的な議論すると言いましても、なかなか雇用延長、定年延長も含めた雇用促進がなかなか進んでないのが現状なので、国民に対して、ここまで進めば、これだけの年金がこうなるよ、といった数字を、一定の仮定の下で良いと思うんですが、できるなら示した方が良いのではないのでしょうか。そういったものがないと、なかなか議論が進みにくいし、ある意味では将来に対する目標もできにくいような気がします。

ですから少子化問題、出生率の問題につきましても、ここに書いてあるとおり、これは私も大賛成なのですが、「新人口推計をどう受けとめるかについては十分な検討が必要である」となっているわけですね。その場合に1.39をそのまま使うのか、高位推計の1.63についての推計は、今回示されているわけではありますが、これにつきましても、1.63以上というのはなかなか難しいのかもしれないし、甘く見通すことは確かに禁物なんですけれども、少子化対策といったものをどれだけ本気になってやるかといったものを示す上からも、もう少し幅のある推計といったものを、国民に示す必要があるのではないかと思います。以上であります。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。どうぞ、井手委員。

○ 井手委員

先ほどの大澤委員、今の渡辺委員のお話とも関連するのですが、女性の支え手を増やすと言った時に、どうしても女性が働きやすい環境を、例えば企業が整えるかといったことを本気で考えるためにも、M字型と言われる女性の労働力率がグイと上がった場合には、こんな形になるというような展望があれば、短期的に企業が利益を追求しようとするれば、なかなかそうした企業が環境を整えるということに対して踏み込むことが非常にこういう環境では難しいわけですが、将来の展望というものが見えたときに、本気になってそういったものに取り組めるということもあろうかと思しますので、そうしたシミ

ュレーションというのは非常に必要ではないかと思えます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。今、初めに事務局から説明ありましたように、今回は新人口推計だけを機械的に置き換えてみた数字でございます。というのは、一つは新しい人口推計が出たということもございませし、特に、今後の経済要素でございますとか、特に長期にわたる労働力率、女性の労働力率がどういふふうに上昇することがあるのか、もともと経済の成長率とか労働生産性がどう動くのか、ということについて、我々の方で、こういう想定をした場合にはこうなり得る、ということは議論できるとは思えます。ただし、我々の方で勝手にこれを置いて、年金制度設計するというわけにはいかないだろうと思えます。恐らくこれは、経済成長率でありますとか、そういうことに関しては、内閣府などである程度きちんとした閣議了解などを取るような、そういうものを、ある程度考えざるを得ないでありませし、労働力についても、今後そういうきちんとした推計が進むと思えます。

さらには少子化対策についても、審議会なりの議論の場で、どういふ体制を政府は採るかということに依存しております。ただ、今のお話は、例えば、こういう想定を置いた場合にはどういふふうになるのか。ちょうど高位推計と中位推計を置くように、経済要素についても、場合によっては、やや高位、中位、低位といったような発想のときにどういふふうに変わるのかということは、一度具体的なシナリオという意味ではなくて、むしろ幅として示していただければ、私もありがたいと思っておりますので、それはいづれ事務局にお願いしたいと思えますし、できれば、せつかくここには経済界あるいは労働界の代表の方もいらっしやるわけでございますし、またシンクタンクの代表者もいらっしやいますので、そういう方からも、少し積極的に、この場に自らの試算なり考え方に沿ったシナリオをお示ししていただければ、大変ありがたいと考えております。

それでは、新人口推計に基づきます、財政の影響及びマクロ的な将来の社会保障の給付と負担については、いづれにしても、これが一つのベースとして、今後、まさに外生的なものと受けとめるものと、内生化して議論の中に取り入れていくもの、というような形で恐らく相当時間をかけて、今後議論をしていくと思えますが、今日のところは、これに関する議論は一応これで終わりにさせていただきます。

それでは、次の議題、これは前回の続きでございますけれども、前回は、基礎年金の財源あるいは財政方式に関して、最も議論が集中したとうかがっております。その際、事務局が用意いたしました資料につきまして、特に両者の比較に、やや公平さを欠くのではな